2　別表32の４ないし７番記載の債権者について、当該債権者の未確定更生債権が確定したときは、確定した日に利息・損害金全額の免除を受け、第３章第５節第７、２の規定を適用し、権利の変更をして、弁済を実施する。

3　別表32の18番記載の債権者について、当該債権者の未確定更生債権が確定したときは、確定した更生債権の性質及び額に応じて、第３章第４節２または同章第５節第１、２の規定を適用し、それぞれ権利の変更をして、弁済を実施する。

4　上記１ないし３において権利変更の各規定を適用するに際しては、「更生計画認可決定日」を「更生計画認可決定日または未確定更生債権が確定した日のいずれか遅い日」に、「更生計画認可決定確定の日」を「更生計画認可決定確定の日または未確定更生債権が確定した日のいずれか遅い日」に、それぞれ読み替えるものとする。

第４節　債権調査手続未了の届出更生債権等の取り扱い

債権調査手続未了の届出更生債権等については、当該債権が債権調査手続を経て確定した場合には、確定した更生債権等の性質及び額に応じて、第３章の各規定を適用し（ただし、前２節と同様の読み替えを行う）、権利の変更をして、弁済を実施する。

第５章　弁済資金の調達方法等（省略）

第６章　担保権の措置

第１節　担保権の処理

第１　存続する担保権

１　不動産を目的とする担保権

⑴　別表33ないし38の各ａ記載の各担保権は、更生計画認可決定以後も同表「新しい債権額」欄記載の額の限度で従前の順位により存続し、同表の根抵当権が担保すべき元本は、更生計画認可決定の時に同欄記載の額に確定する。

⑵　前記⑴の各表記載の根抵当権者は、管財人から書面による要請があった後２週間以内に、当該根抵当権元本確定登記に必要な一切の書類を管財人に交付する。

⑶　前記⑴の各表記載の担保権者は、管財人から書面による要請があった後２週間以内に、債権額または極度額を同表の「新しい債権額」欄記載の額に減額するための変更登記手続に必要な一切の書類を管財人に交付する。

⑷　別表35ないし38の各ａに記載の各担保権は、当該担保権の目的物を管財人が売却その他の処分をすることについて裁判所の許可を得た時に消滅する。

当該担保物件に係る担保権者は、当該担保権が消滅した時は当該担保権設定登記の抹消登記手続をする。当該担保権者は、管財人から書面による要請があった後２週間以内に、当該担保権設定登記の抹消登記手続に必要な一切の書類を管財人に対し交付しなければならない。

別表33ａ及び34ａに記載の各担保権は、第３章第２節第１、３⑴による弁済と同時に消滅する。当該担保物件に係る担保権者は、上記弁済と引換えに、当該担保権設定登記の抹消登記手続に必要な一切の書類を管財人に対し交付しなければならない。

２　株式を目的とする担保権

⑴　別表39記載の各担保権は、更生計画認可決定以後も、同表の「新しい債権額」記載の額で存続する。

⑵　別表39記載の各担保権は、当該担保権の目的たる株式を管財人が売却することについて裁判所の許可を得た時、管財人が担保権の放棄を受けた時、または被担保債権たる更生担保権全額が弁済された時に消滅し、この場合、当該担保権者は、直ちに、当該担保権の目的たる株式の管財人に対する返還その他必要な手続をしなければならない。

⑶　別表31記載の未確定更生担保権が確定した場合、当該未確定更生担保権に係る担保権は、確定した更生担保権額を「新しい債権額」として存続する。

３　預金を目的とする担保権

⑴　別表40記載の質権は、更生計画認可決定以後も同表の「新しい債権額」欄記載の額で存続する。

⑵　別表40記載の質権は、管財人が担保権の放棄を受けた時、または被担保債権たる更生担保権全額を弁済（代物弁済を含む）した時に消滅し、この場合、当該担保権者は、直ちに、当該担保権の目的物を管財人に対し返還しなければならない。

⑶　別表40記載の質権については、管財人が第３章第２節第３、２の定めに基づき弁済をする日の前日までに、当該担保権者は当該質権の消滅のために必要な手続を行わなければならない。

４　動産等を目的とするリース・所有権留保

⑴　別表41記載のリースの目的物（以下「リース物件」という。）の所有権は、各リース契約の期間満了日までは当該担保権者に帰属し、管財人または会社は引き続き当該リース物件を使用することができる。リース期間満了日において、当該担保権者は、管財人または会社から約定に基づく当該リース物件の買取申出等のない限り、その責任と費用負担において当該リース物件を引き揚げなければならない。

リース物件について、第３章第２節第４、２の定めに基づく弁済が完了したときは、当該担保権者は、管財人または会社の同意を得て当該リース物件の所有権放棄をすることができる。

管財人または会社は、リース期間満了前においても随時リース物件を更生担保権者に返却することができる。この場合、当該担保権者は、その責任と費用負担において当該リース物件を引き揚げなければならない。

⑵　別表41記載の所有権留保の目的物の所有権は、第３章第２節第４、２の定めに基づく弁済が完了した後は会社に帰属する。

５　保証金を目的とする担保権

⑴　別表42記載の質権は、更生計画認可決定以後も同表の「新しい債権額」欄記載の額で存続する。

⑵　別表42記載の質権は、管財人が担保権の放棄を受けた時、第３章第２節第６所定の相殺による弁済がなされる時、または同表記載の更生担保権者の更生会社に対する求償債権もしくは保証債務履行請求権が発生しないことが確定した時に全部または一部が消滅する。

６　共益債権を被担保債権とする担保権

共益債権を被担保債権として設定された担保権は、更生計画認可決定以後も存続する。

第２　存続しない担保権

本節第１に掲げる担保権以外の担保権（以下「存続しない担保権」という。）で、更生計画に記載されていない一切の担保権は、更生計画認可決定の時にすべて消滅する。

存続しない担保権に係る担保権者は、当該担保権設定登記の抹消登記手続をする。存続しない担保権に係る担保権者は、管財人から書面による要請があった後２週間以内に、当該担保権設定登記の抹消登記手続に必要な一切の書類を管財人に交付しなければならない。

第２節　登記等の費用

資産の売却・処分代金から控除する不動産売却費用等の売却に必要な費用を除き、本章による登記手続に要する登録免許税等の費用は更生会社が負担する。

第７章　株主の権利の変更

第１節　株式の取得

会社は、次の各号の定めのとおり、その発行する株式の全部を無償で取得する。

１　会社が取得する株式の数

33,194,920株（発行済株式の全部）

２　会社が前号の株式を取得する日

後記第８章第１節の定めに従って発行される募集株式に係る出資の履行がされた日（以下「募集株式効力発生日」という。）

第明治三十二種郵便物認可